

令和 5 年 8 月 31 日開会

①

令和 5 年第 3 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 5 年第 3 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第 99 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号）	1
第100号議案 令和 5 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）	10
第101号議案 令和 5 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	13
第102号議案 令和 5 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 1 号）	15
第103号議案 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	17
第104号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例	18
第105号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19

予

算

第99号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,605,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,307,461,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 金 負 担		8,150,941 ^{千円}	5,000 ^{千円}	8,155,941 ^{千円}
	2 負 担 金	7,487,372	5,000	7,492,372
9 国 庫 支 出 金		172,816,950	1,643,786	174,460,736
	1 国 庫 負 担 金	53,140,869	250,000	53,390,869
	2 国 庫 補 助 金	117,892,555	1,393,786	119,286,341
11 寄 附 金		132,218	8,000	140,218
	1 寄 附 金	132,218	8,000	140,218
12 繰 入 金		46,152,635	2,000,938	48,153,573
	2 基 金 繰 入 金	45,366,474	2,000,938	47,367,412
13 繰 越 金		5,000,000	677,673	5,677,673
	1 繰 越 金	5,000,000	677,673	5,677,673
14 諸 収 入		142,517,245	18,356	142,535,601
	8 雑 入	7,438,022	18,356	7,456,378
15 県 債		84,042,200	2,251,400	86,293,600
	1 県 債	84,042,200	2,251,400	86,293,600
歳 入 合 計		1,300,856,673	6,605,153	1,307,461,826

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 企 画 開 発 費		14,334,906 ^{千円}	26,271 ^{千円}	14,361,177 ^{千円}
	1 企 画 費	8,345,660	15,997	8,361,657
	2 開 発 費	5,450,254	10,274	5,460,528
4 生 活 環 境 費		8,526,868	260,000	8,786,868
	2 環 境 保 全 費	6,705,163	260,000	6,965,163
6 保 健 医 療 費		138,317,096	216,217	138,533,313
	5 公 衆 衛 生 費	52,371,916	216,217	52,588,133
7 福 祉 費		127,559,864	2,000,938	129,560,802
	4 長 寿 福 祉 費	43,123,934	2,000,938	45,124,872
9 農 林 水 産 業 費		41,634,840	565,475	42,200,315
	1 農 業 費	11,362,263	385,100	11,747,363
	3 林 業 費	5,834,681	6,400	5,841,081
	4 水 産 業 費	3,804,553	8,975	3,813,528
	5 農 地 費	16,336,740	165,000	16,501,740
12 商 工 費		123,306,083	55,611	123,361,694
	1 産 業 政 策 費	116,226,541	55,611	116,282,152
13 土 木 費		100,253,596	2,747,009	103,000,605
	2 道 路 橋 梁 費	60,780,650	1,523,000	62,303,650
	3 河 川 海 岸 費	20,555,871	1,193,000	21,748,871
	5 都 市 計 画 費	5,557,164	31,009	5,588,173
15 教 育 費		258,642,509	277,632	258,920,141
	1 教 育 総 務 費	43,650,760	19,847	43,670,607
	5 特 別 支 援 学 校 費	25,313,184	257,785	25,570,969

16 災 害 復 旧 費		956,785	456,000	1,412,785
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	192,003	320,000	512,003
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882	136,000	785,882
歳 出 合 計		1,300,856,673	6,605,153	1,307,461,826

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 生活環境費	2 環境保全費	産業廃棄物処理施設確保対策費	千円 240,000
9 農林水産業費	4 水産業費		244,400
		広域漁港整備事業費	74,400
		水産基盤ストックマネジメント事業費	170,000
11 立地推進費	1 立地推進費	都市計画事業土地区画整理事業 特別会計へ繰出	48,300
13 土木費	2 道路橋梁費		31,943,337
			26,001,452
		地方道路整備費	13,040,563
		県単道路改良費	628,654
		地方道路整備費	6,620,608
		道路補修費	4,952,651
		交通安全施設費	758,976
	3 河川海岸費		4,458,946
		国補河川改修事業費	2,087,000
		河川防災費	1,928,610
		通常砂防費	30,000
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	99,000
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	110,000
		県単砂防費	19,000
		海岸防災費	125,336
		海岸保全施設整備事業費	60,000

	4 港 湾 費		658,759
		国 補 統 合 補 助 事 業 費	87,759
		津 波 ・ 高 潮 対 策 事 業 費	475,000
		港 湾 維 持 改 良 費	96,000
	5 都 市 計 画 費		802,256
		国 補 公 園 事 業 費	393,000
		市 町 村 公 共 下 水 道 受 託 事 業 費	409,256
	6 住 宅 費	公 営 住 宅 建 設 費	21,924
15 教 育 費	5 特 別 支 援 費 学 校	(仮称) 神栖特別支援学校整備事業費	227,216
合 計			32,703,253

第3表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	一般国道293号、常陸太田市増井町地内外 9箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	1,220,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	一般国道123号、城里町那珂西地内外23箇 所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結す る。	令和6年度	940,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和6年度	740,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和6年度	80,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検 業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	150,000千円
電線共同溝整備 工事請負契約	一般国道349号、常陸太田市木崎二町地内 外1箇所の電線共同溝整備に係る工事請負契 約を締結する。	令和6年度	210,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和6年度	60,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先 の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	150,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市荒野地先の養浜に係る工 事請負契約を締結する。	令和6年度	70,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	5,000千円
港湾統合補助事業 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和6年度	84,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	百合が丘アパートの県営住宅の長寿命化に 係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	84,240千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 316,400	千円 －	千円 316,400	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200	－	392,200			
土地改良事業	2,712,200	－	2,712,200			
河 川 事 業	12,737,000	988,400	13,725,400			
海岸整備事業	223,700	－	223,700			
砂 防 事 業	51,900	－	51,900			
急傾斜地崩壊 対策事業	165,200	－	165,200			
港湾整備事業	1,600,600	－	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800	778,800	24,391,600			
街 路 事 業	675,700	－	675,700			
空港整備事業	6,600	－	6,600			
放課後児童クラブ 整備事業	304,500	－	304,500			
産業技術専門学院 整備事業	10,800	－	10,800			
いばらき就職支援 センター整備事業	60,300	－	60,300			
茨城県職業人材育成 センター整備事業	56,300	－	56,300			
体育施設整備事業	131,100	－	131,100			
公営住宅建設事業	986,100	－	986,100			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	21,300	－	21,300			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	198,300	－	198,300			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	81,000	－	81,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	21,800	－	21,800			
単独災害復旧事業	211,400	206,000	417,400			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	123,800	－	123,800			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	390,300	－	390,300			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	3,866,600	－	3,866,600			
総 合 福 祉 会 館 整 備 事 業	12,200	－	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800	－	772,800			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	726,200	－	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600	－	1,850,600			

公 園 事 業	621,400	17,400	638,800			
高 校 整 備 事 業	4,128,800	－	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100	－	328,100			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	81,100	－	81,100			
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	763,900	124,800	888,700			
空港周辺整備事業	7,700	－	7,700			
地 域 鉄 道 設 備 等 整 備 事 業	37,900	－	37,900			
災害救助対策事業	29,400	－	29,400			
アクアワールド茨城県 大洗水族館整備事業	206,100	－	206,100			
消防施設整備事業	15,000	－	15,000			
県立医療大学設備 整 備 事 業	158,900	－	158,900			
農 業 大 学 校 施 設 整 備 事 業	7,800	－	7,800			
農業総合センター 施 設 整 備 事 業	75,400	－	75,400			
原 種 苗 セ ン タ ー 整 備 事 業	28,800	－	28,800			
産業技術イノベーション センター施設整備事業	194,300	－	194,300			
繊維高分子研究所 整 備 事 業	26,400	－	26,400			
県民文化センター 施 設 整 備 事 業	87,800	－	87,800			
畜産センター施設 整 備 事 業	21,700	－	21,700			
養豚研究所施設 整 備 事 業	419,600	－	419,600			
家畜保健衛生所 施 設 整 備 事 業	50,400	－	50,400			
保 健 所 施 設 整 備 事 業	103,400	－	103,400			
いばらき予防医学プラザ 整 備 事 業	75,400	－	75,400			
公 共 処 分 場 整 備 事 業	257,800	－	257,800			
地域活性化事業	506,100	－	506,100			
防 災 対 策 事 業	430,500	46,000	476,500			
合 併 特 例 事 業	1,409,500	－	1,409,500			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	2,204,400	－	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,034,900	90,000	2,124,900			
上水道事業出資金	951,000	－	951,000			40 年 以 内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	16,400,000	－	16,400,000			30 年 以 内 (据置期間を含む。)
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	59,000	－	59,000	普 通 貸 借	無 利 子	15 年 以 内 (据置期間を含む。)
合 計	84,042,200	2,251,400	86,293,600			

第100号議案

令和5年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			千円 2,175,200
	4 港湾建設費	港湾建設費	2,175,200
合 計			2,175,200

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備及び荷役機械整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	1,400,000千円

第101号議案

令和５年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第１号)

令和５年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表 繰越明許費」による。

令和５年８月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費			千円 836,700
	2 島名・福田坪開発事業費	島名・福田坪整備事業費	181,200
	3 上河原崎・中西開発事業費	上河原崎・中西整備事業費	655,500
合 計			836,700

第102号議案

令和5年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「232,000㎡」を「615,000㎡」に、「71,000千円」を「4,699,000千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 土地造成事業資本的収入	6,338,094千円	4,628,000千円	10,966,094千円
第1項 企 業 債	5,983,700千円	4,628,000千円	10,611,700千円
	支 出		
第1款 土地造成事業資本的支出	25,905,120千円	4,628,000千円	30,533,120千円
第1項 土 地 造 成 費	6,709,908千円	4,628,000千円	11,337,908千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条の表中ひたちなか地区土地造成事業造成関連業務委託契約の項の次に次のように加える。

ひ たち な か 地 区 土 地 造 成 事 業 造 成 関 連 業 務 委 託 契 約	自 令和6年度 至 令和8年度	5,825,400
---	--------------------	-----------

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中限度額「5,983,700千円」を「10,611,700千円」に改める。

（一時借入金の補正）

第6条 予算第7条中「13,400,000千円」を「18,028,000千円」に改める。

（重要な資産の取得の補正）

第7条 予算第10条を次のとおり改める。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
1 取得する資産	土 地	工 業 団 地 用 地 (ひたちなか市新光町)	232,000㎡	
	種 類	名 称	数 量	処分の態様
2 処分する資産	土 地	工 業 団 地 (坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷)	593,000㎡	売払い

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条 例 ・ そ の 他

第103号議案

茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(茨城県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3条の3第3項」を「，第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「，第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第8条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の207の項中「又は第3条の3第1項」を「，第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第104号議案

茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例

茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第6条第1項第1号及び第2号を削り、同項中第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第12条及び第44条において同じ。）であること。

(4) その者が独立の生計を営む者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がある場合にあっては、その親族と生計を一にしていること。

第6条第1項に次の1号を加える。

(7) その者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項第7号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項ただし書」を「第1項第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項に規定する者（以下）」を「現に同居し、又は同居しようとする親族がない者（第9条第4項において）」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第2項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第1号イ」に改め、「（単身者にあっては、同項第1号に掲げる条件を除く。）」を削る。

第29条第1項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第42条の2中「第1項第3号イ」を「第1項第1号イ」に、「第6条第1項第1号中「第44条及び付則第8項」とあるのは「及び第44条」と、同項第3号」を「第6条第1項第1号」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

付則第8項を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第105号議案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等 円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は」を「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦